

PRTR制度対象物質の指定見直しへ



経済産業省および環境省は、PRTR(化学物質排出移動量届出)制度対象物質(第1種指定化学物質)の指定見直しに着手する見込みです。法施行後7年が経ち、その間の新たな知見や製造・使用実態を踏まえた精査が求められており、近く専門家によるワーキンググループを設置し、検討作業を開始する見込みです。現在対象となるのは第1種指定化学物質の354物質ですが、施行後に届出のない物質がある状況や、一般環境中の検出状況など専門的な視点から、現行の選定基準(有害性と曝露性)を踏まえて検討が進められます。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)は、有害性が判明している化学物質について、環境への排出量の把握に関する措置(PRTR)並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS)を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

当社は化学分析専門会社として35年の経験と実績があり、種々の化学物質の分析を行っております。化学物質の移動量・排出量の把握に際しましては当社にご相談下さい。

資料 2007年10月24日付 化学工業日報
2007年 8月24日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 会田祐司